

## 被災者生活再建支援法

平成十年五月二十二日法律第六十六号

第四百十二回通常国会

第二次橋本内閣

改正 平成十一年十二月二十二日法律第六十号

平成十六年三月三十一日法律第十三号

### 目次

|     |                        |
|-----|------------------------|
| 第一章 | 総則(第一条・第二条)            |
| 第二章 | 被災者生活再建支援金の支給(第三条 第五条) |
| 第三章 | 被災者生活再建支援法人(第六条 第十七条)  |
| 第四章 | 国の補助等(第十八条 第二十条)       |
| 第五章 | 雑則(第二十一条・第二十二条)        |
| 第六章 | 罰則(第二十三条 第二十五条)        |
| 附則  |                        |

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であつて経済的理由等によつて自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 被災世帯 政令で定める自然災害により、その居住する住宅が全壊した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるものをいう。

#### 第二章 被災者生活再建支援金の支給

##### (被災者生活再建支援金の支給)

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となつた世帯のうち次の各号に掲げるものの世帯主に対し、自立した生活を開始するために必要な経費として政令で定めるものに充てるものとして、当該各号に定める額を超えない額の被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)の支給を行うものとする。

一 当該世帯に属する者の内閣府令で定めるところにより算定した収入の合計額(次号において「収入合計額」という。)が五百万円以下である世帯 三百万円

二 収入合計額が五百万円を超え八百万円以下である世帯であつて、その世帯主の年齢が六十歳以上であるもの(収入合計額が五百万円を超え七百万円以下である世帯にあつては、その世帯主の年齢が四十五歳以上六十歳未満である世帯を含む。)又は内閣府令で定める要援護世帯であるもの 百五十万円

#### (支給事務の委託)

第四条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託することができる。

2 都道府県(当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託した場合にあつては、当該支援法人)は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

#### (政令への委任)

第五条 支援金の額の算定基準その他支援金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

### 第三章 被災者生活再建支援法人

#### (指定等)

第六条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の

法人であつて、次条に規定する業務(以下「支援業務」という。)を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、被災者生活再建支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届出なければならぬ。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

#### (業務)

第七条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第三条の規定により支援金を支給する都道府県(第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した都道府県を除く。)に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。

二 第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

#### (費用の支弁)

第八条 支援法人は、第四条第一項の規定により都道府県の委

託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

(基金)

第九条 支援法人は、支援業務を運営するための基金(以下この条において単に「基金」という。)を設けるものとする。

2 都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点を踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。

3 都道府県は、前項の規定によるもののほか、基金に充てるために必要があると認めるときは、支援法人に対し、必要な資金を拠出することができる。

(運営委員会)

第十条 支援法人は、運営委員会を置くものとする。

2 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならぬ。

一 次条第一項に規定する業務規程の作成及び変更

二 第十二条第一項に規定する事業計画書及び収支予算書の作成及び変更

3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、支援法人の代表者の諮問に依じて審議し、又は支援法人の代表者に意見を述べることができ

4 運営委員会の委員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事をもって充てるものとする。

(業務規程の認可)

第十一条 支援法人は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下この条において「業務規程」という。)を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、前項の認可をした業務規程が支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

(事業計画等)

第十二条 支援法人は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、支援業務に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十三条 支援法人は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(秘密保持義務)

第十四条 支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第七条第二号の業務に関して知り得た秘密を漏らすてはならない。

(報告)

第十五条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(監督命令)

第十六条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十七条 内閣総理大臣は、支援法人がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したときは、第六条第一項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定により指定の取消しをしようとするときについて準用する。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四章 国の補助等

(国の補助)

第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。

(地方債の特例)

第十九条 第九条第二項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出に要する経費については、地方財政法(昭和二十

三年法律第九号)第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

(国の配慮)

第二十条 国は、第九条第二項及び第三項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第五章 雑則

(公課の禁止)

第二十一条 租税その他の公課は、支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十三条 第十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 支援法人の代表者又は支援法人の代理人、使用人その他の従業者が、支援法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、支援法人に対しても、同条の刑を科する。

## 附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、第三条(第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の委託があった場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降の年度において、都道府県の基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用する。

### 附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)

#### (施行期日)

第一条 この法律〔中略〕は、平成十三年一月六日から施行する。

### 附 則 (平成十六年三月三十一日法律第十三号)

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### (支援金の支給に関する経過措置)

第二条 改正後の被災者生活再建支援法(以下「新法」という

。第三条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

第三条 前条の規定にかかわらず、施行日前に生じた自然災害

により被災世帯となった世帯のうち、施行日前に災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十条第一項の規定により避難のための立退きの指示を受けた者であつて、施行日以後に、当該指示に係る地域(施行日以後に同条第四項の規定により避難の必要のなくなった旨の公示があった地域に限る。以下この条において同じ。)において自立した生活を開始する者又は当該指示に係る地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになつたことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する支援金の支給については、新法第三条の規定を適用する。この場合においては、同条第一号中「三百万円」とあるのは「三百万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律(平成十六年法律第十三号)の施行前に支給された支援金の額を減じた額」と、同条第二号中「百五十万円」とあるのは「百五十万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行前に支給された支援金の額を減じた額」とする。

#### (被災者生活再建支援基金に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前の被災者生活再建支援法第六条第一項の規定による指定を受けている被災者生活再建支援基金は、新法第六条第一項の規定による指定を受けた被災者生活再建支援法人とみなす。

#### (地方交付税法の一部改正)

第五条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一

部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表第六号及び同条第二項の表第六号中  
「被災者生活再建支援基金」を「被災者生活再建支援法人」  
に改める。

## 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十六年三月十八日 衆議院災害対策特別委員会

政府は、本法施行に当たり、特に次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期するべきである。

- 一 被災者の自立した生活の開始を支援するという法の趣旨にかんがみ、支援金の支給に当たっては、概算払い制度の活用等、被災世帯が円滑かつ速やかに支給を受けられるよう、可能な限り運用上配慮するものとする。
- 一 支援制度の運用に当たっては、生活再建のためのニーズは被災世帯により多様であることを考慮し、書類の簡略化等申請手続の簡素化を図る等、弾力的な運用を図るよう努めること。
- 一 大規模地震から国民の生命、財産を守るため、災害時に防災拠点となる公共施設等の耐震化を促進するとともに、住宅の耐震化に関する意識啓発を行い、個人住宅の耐震化の普及促進を図ること。
- 一 阪神・淡路大震災のよつな大災害が発生した場合は、阪神・淡路大震災における支援措置を参考として、必要な措置を検討すること。
- 一 居住安定支援制度等の充実を図るため、本法の施行後四年を別途として、制度の施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること。

## 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十六年三月二十九日 参議院災害対策特別委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべく努める。

- 一 被災世帯が円滑かつ速やかに支援金の支給を受けられるよう、概算払い制度の活用、書類の簡略化等による申請手続の簡素化を図るなど、運用上十分配慮すること。
- また、生活再建のためのニーズは被災世帯により多様であることを考慮し、弾力的な運用を図るよう努めること。

二 居住安定支援制度の創設の趣旨及び内容について、国民及び地方公共団体等への周知徹底に万全を期すること。

また、業務量の増大が見込まれる被災地方公共団体等に対して、適切な支援が行われるよう検討すること。

三 大規模地震から国民の生命、財産を守るため、災害時に防災拠点となる公共施設等の耐震化を急ぐとともに、住宅、特に個人住宅の耐震化に関する意識啓発に努め、その耐震化の普及促進を図ること。

四 阪神・淡路大震災のよつな大規模災害が発生した場合は、阪神・淡路大震災における支援措置を参考として、必要な措置を検討すること。

五 地方公共団体が、被災者の居住の安定と被災地域の復興に係る被災者や被災地域のニーズ、状況を踏まえた支援制度等を実施する場合には、地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、適切な配慮を行うものとする。

六 居住安定支援制度等の充実を図るため、本法の施行後四年を別途として、制度の施行 状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること。

右決議する

## 被災者生活再建支援法施行令

平成十年十一月五日政令第三百六十一号

改正 平成十二年六月七日政令第三百三三号

平成十六年三月三十一日政令第九十九号

平成十七年六月二十二日政令第二百十六号

(政令で定める自然災害)

第一条 被災者生活再建支援法(以下「法」という。)(第二条第二号の政令で定める自然災害は、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。

- 一 自然災害により災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第一条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する被害(同条第二項の規定により同条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなるものを含む。)が発生した市町村(特別区を含み、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区とする。以下この条において同じ。)の区域に係る当該自然災害
- 二 自然災害により十以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害
- 三 自然災害により百以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る当該自然災害

四 自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口十万未満のものに限る。)の区域であつて、前三号に規定する区域に隣接するものに係る当該自然災害

(政令で定める世帯)

第二条 法第二条第二号の政令で定める世帯は、次に掲げるものとする。

- 一 その居住する住宅が半壊し、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するため必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至つた世帯
- 二 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- 三 その居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。)の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(前二号に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。)

(政令で定める経費)

第三条 大規模半壊世帯以外の被災世帯(以下「全壊世帯」という。)の世帯主に対する支援金に係る法第三条の政令で定め

る経費は、自立した生活を開始するために必要な経費であつて次に掲げるものとする。

- 一 被災世帯の生活に通常必要な物品で内閣府令で定めるものの購入費又は修理費
- 二 被災世帯の居住する地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により当該被災世帯の生活に必要な物品で内閣府令で定めるものの購入費又は修理費
- 三 第一条各号に掲げる自然災害により負傷し、又は疾病にかつた者の当該負傷又は疾病の治療のための医療に要する費用で当該自然災害が発生した日から起算して内閣府令で定める期間を経過する日までの間に支払われるもの
- 四 住居の移転に通常必要な移転費（次号に掲げるものを除く。）
- 五 被災世帯に属する者の住居の移転のための交通費
- 六 住宅を賃借する場合における当該住宅の借家権の設定の対価
- 七 住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅を除く。次項第一号において同じ。）を賃借する場合における当該住宅の家賃
- 八 住宅の再建設（全壊世帯が従前居住していた住宅（以下この号において「従前住宅」という。）の存していた土地（土砂災害の発生のおそれその他のやむを得ない事由により当該土地に住宅を建設することができない場合にあっては、当該土地以外の土地）の全部又は一部に新たに住宅を建設することをいう。）のため必要な従前住宅の解体、従前住宅

から発生した廃棄物の撤去及び整地に要する費用

- 九 住宅の建設又は購入のための借入金その他の債務に係る利息及び債務保証料
- 十 住宅の建設が完了し、又は住宅の購入をするまでの間一時的な居住の用に供する仮設住宅その他の物件又は施設の利用料
- 十一 第六号から前号までに掲げるもののほか、住宅の賃借、建設又は購入に必要な経費であつて内閣府令で定めるもの
- 2 大規模半壊世帯の世帯主に対する支援金に係る法第二条の政令で定める経費は、自立した生活を開始するために必要な経費であつて次に掲げるものとする。
  - 一 住宅を賃借する場合における当該住宅の家賃
  - 二 住宅の補修のため必要な当該住宅の一部の除却、当該住宅から発生した廃棄物の撤去及び整地に要する費用
  - 三 住宅の補修、建設又は購入のための借入金その他の債務に係る利息及び債務保証料
  - 四 住宅の補修若しくは建設が完了し、又は住宅の購入をするまでの間一時的な居住の用に供する仮設住宅その他の物件又は施設の利用料
  - 五 前各号に掲げるもののほか、住宅の賃借、補修、建設又は購入に必要な経費であつて内閣府令で定めるもの（支援金の額の算定基準等）
- 第四条 法第三条第一号に掲げる世帯の世帯主に対する支援金の額は、全壊世帯にあっては第一号から第三号まで、大規模半壊世帯にあっては第二号及び第四号に掲げる経費ことにそ

れぞれ当該各号に定めるところにより算出した額の合計額（当該合計額が三百万円を超える場合にあつては、二百万円）とする。

一 前条第一項第一号から第六号までに掲げる経費 世帯に属する者の数が一である場合又は二以上である場合の区分に応じて内閣府令で定める額の範囲内において当該世帯が支出した額

二 前条第一項第七号若しくは第十号又は第二項第一号若しくは第四号に掲げる経費 世帯に属する者の数が一である場合又は二以上である場合の区分に応じて内閣府令で定める額の範囲内において当該世帯が支出した額（当該経費ごとくに内閣府令で定めるところにより算出した限度額を超えて支出したものにあつては、当該限度額を超えて支出した額を減じた額。第三項第二号及び第四項において同じ。）

三 前条第一項第八号、第九号又は第十一号に掲げる経費 世帯に属する者の数が一である場合又は二以上である場合の区分に応じて内閣府令で定める額の範囲内において当該世帯が支出した額（当該経費ごとくに内閣府令で定めるところにより算出した限度額を超えて支出したものにあつては、当該限度額を超えて支出した額を減じた額。第三項第二号において同じ。）

四 前条第二項第二号、第三号又は第五号に掲げる経費 世帯に属する者の数が一である場合又は二以上である場合の区分に応じて内閣府令で定める額の範囲内において当該世帯が支出した額（当該経費ごとくに内閣府令で定めるところ

により算出した限度額を超えて支出したものにあつては、当該限度額を超えて支出した額を減じた額。第四項において同じ。）

2 法第三条第二号に掲げる世帯の世帯主に対する支援金の額は、全壊世帯にあつては前項第一号から第三号まで、大規模半壊世帯にあつては同項第二号及び第四号に掲げる経費ごとにそれぞれ当該各号に定めるところにより算出した額の合計額（当該合計額が百五十万円を超える場合にあつては、百五十万円）とする。この場合において、同項中「内閣府令で定める額」とあるのは、「内閣府令で定める額に百分の五十を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

3 都道府県（当該都道府県が法第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を法第六条第一項に規定する支援法人に委託した場合にあつては、当該支援法人。次項において同じ。）は、全壊世帯が第一項第一号から第三号までに掲げる経費に充てるため支出の必要があるときは、その支出前においても、当該全壊世帯の世帯主に対し、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲内で支援金を概算で支給することができる。

一 第一項第一号に掲げる経費 その支出の見込額又は法第三条第一号に掲げる世帯にあつては同項第一号の内閣府令で定める額から、同条第二号に掲げる世帯にあつては当該内閣府令で定める額に百分の五十を乗じて得た額から既に当該世帯が当該経費について支出した額を減じた額のいずれか低い額の範囲内

二 第一項第二号又は第三号に掲げる経費 当該経費ごとに、それぞれ、その支出の見込額又は法第三条第一号に掲げる世帯にあつては同項第二号又は第三号の内閣府令で定める額から、同条第二号に掲げる世帯にあつては当該内閣府令で定める額に百分の五十を乗じて得た額から既に当該世帯が当該経費について支出した額を減じた額のいずれか低い額の範囲内

4 都道府県は、大規模半壊世帯が第一項第二号又は第四号に掲げる経費に充てるため支出の必要があると認めるときは、その支出前においても、当該大規模半壊世帯の世帯主に対し、当該経費ごとに、それぞれ、その支出の見込額又は法第三条第一号に掲げる世帯にあつては同項第二号若しくは第四号の内閣府令で定める額から、同条第二号に掲げる世帯にあつては当該内閣府令で定める額に百分の五十を乗じて得た額から既に当該世帯が当該経費について支出した額を減じた額のいずれか低い額の範囲内で、支援金を概算で支給することができる。

(協議)

第五条 内閣総理大臣は、第三条第一項第一号から第三号まで若しくは第十一号若しくは第二項第五号又は前条第一項第一号から第四号までの内閣府令を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(内閣府令への委任)

第六条 この政令に規定するもののほか、この政令の実施のための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(平成十年十一月六日)から施行する。

附 則 (平成十二年六月七日政令第三百三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成十六年三月三十一日政令第九十九号)

この政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律(平成十六年法律第十三号)の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

附 則 (平成十七年六月二十二日政令第二百十六号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の被災者生活再建支援法施行令(以下「新令」という。)第四条の規定は、平成十六年四月一日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金について適用し、同日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する被

災者生活再建支援金については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成十六年四月一日前に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯のうち、同日前に災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示を受けた者であつて、同日以後に、当該指示に係る地域（同日以後に同条第四項の規定による避難の必要がなくなつた旨の公示があつた地域に限る。）において自立した生活を開始する者又は当該地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになつたことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、新令第四条の規定を適用する。

## 被災者生活再建支援法施行規則

平成十年十一月六日総理府令第六十八号

改正 平成十二年八月十四日総理府令第三百二号

平成十六年三月三十一日内閣府令第二十七号

平成十七年三月四日内閣府令第十五号

平成十七年六月二十二日内閣府令第七十七号

平成十九年一月三十一日内閣府令第十五号

(令第三条第一項第一号の内閣府令で定める物品)

第一条 被災者生活再建支援法施行令(以下「令」という。)第三条第一項第一号の内閣府令で定める物品は、自動炊飯器、電子レンジ、ガステーブル類、電気冷蔵庫、電気掃除機、電気洗濯機、ミシン、電気アイロン、扇風機、たんす、座卓、食堂セット、食器戸棚、照明器具、鏡台、寝具、自転車、電話機、テレビ、ラジオ及び冷暖房器具とする。

(令第三条第一項第二号の内閣府令で定める物品)

第二条 令第三条第一項第二号の内閣府令で定める物品は、防寒服、ベビーベッド、うば車(ベビーカー)、学生服、学習机、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器及びその他内閣総理大臣が必要と認めた医療用具又は福祉用具とする。

(令第三条第一項第三号の内閣府令で定める期間)

第三条 令第三条第一項第三号の内閣府令で定める期間は、一

年とする。

(令第三条第一項第十一号及び第二項第五号の内閣府令で定めるもの)

第四条 令第三条第一項第十一号及び第二項第五号の内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 住宅の建築確認(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認をいう。)、完了検査(同法第七条第一項又は第七条の二第一項の規定による検査をいう。)、又は中間検査(同法第七条の三第一項又は第七条の四第一項の規定による検査をいう。))の申請に係る手数料又は報酬

二 住宅の購入又は賃借の代理又は媒介に係る報酬

三 住宅に係る表題登記、所有権保存の登記、所有権移転の登記又は抵当権設定の登記に係る報酬

四 水道の給水申込みの際し水道事業者を支払う料金

(法第三条第一号の規定による収入の算定)

第五条 被災者生活再建支援法(以下「法」という。)第三条第一号の規定による収入の算定は、被災世帯に属する者の当該世帯が被災世帯となった年の前年の収入(一月から五月までの間に被災世帯となった場合にあつては、前前年の収入)について行うものとし、当該収入の額は、当該収入が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五条第二項第一号に掲げる市町村民税(特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。)に係る同法第三百十二

条第一項に規定する総所得金額が次の表の上欄に掲げる額である場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

| 総所得金額               | 収入の額                          |
|---------------------|-------------------------------|
| 九十七万五千円以下の額         | 総所得金額に六十五万円を加算した額             |
| 九十七万五千円超百八万円以下の額    | 総所得金額を〇・六で除して得た額              |
| 百八万円超二百三十四万円以下の額    | 総所得金額に十八万円を加算した額を〇・七で除して得た額   |
| 二百三十四万円超四百七十四万円以下の額 | 総所得金額に五十四万円を加算した額を〇・八で除して得た額  |
| 四百七十四万円超七百八十万円以下の額  | 総所得金額に百二十万円を加算した額を〇・九で除して得た額  |
| 七百八十万円超の額           | 総所得金額に百七十万円を加算した額を〇・九五で除して得た額 |

(法第三条第二号の内閣府令で定める要援護世帯)

第六条 法第三条第二号の内閣府令で定める要援護世帯は、次に掲げるものとする。

- 一 心神喪失の常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者が属する世帯
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第四十五条第二項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)第六条第三項に定める障害等級が一級である者として記載されている者が属する世帯
- 三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者が属する世帯
- 四 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)第三十条第一項、第三十条の二第三項、第三十条の三第一項又は第三十条の四第一項若しくは第三項の規定により障害基礎年金を支給されている者で同法第三十条第二項に定める障害等級が一級であるものが属する世帯
- 五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三百三十四号)第三条第一項の規定によりその父母又は養育者が特別児童扶養手当を支給されている障害児で同法第二条第五項に定める障害等級が一級であるもの、同法

第十七条の規定により障害児福祉手当を支給されている重度障害児、同法第二十六条の二の規定により特別障害者手当を支給されている特別障害者又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により福祉手当を支給されている者が属する世帯

六 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条第一項又は第二項の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二に定める特別項症から第三項症までである者として記載されている者が属する世帯

七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二条第二項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者で同法第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けているものが属する世帯

八 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第四条第四項の規定により公害医療手帳の交付を受けている者で、同法第二十五条第一項に定める障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十条の表に定める特級、一級又は二級に該当するものが属する世帯

九 常に就床を要し、かつ、複雑な介護を要する者が属する世帯

十 精神又は身体に障害のある年齢六十五歳以上の者でその

障害の程度が第一号又は第二号に掲げる者に準ずるものが属する世帯

十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病で国の施策に基づきその医療及び療養に要する費用の全部又は一部が国により負担されるものに罹患している者が属する世帯

十二 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）と死別し、又は婚姻を解消した者で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの、配偶者の生死が明らかでない者その他これらに準ずる状態にある者で民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているものが属する世帯

十三 父母のない児童又は父母に監護されない児童が属する世帯

十四 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項の要保護者である者が属する世帯  
（令第四条第一項第一号の内閣府令で定める額）

第七条 令第四条第一項第一号の内閣府令で定める額は、次の表の上欄に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

|                                   |                                  |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| 世帯の区分                             | 令第三条第一項第一号から第六号までに掲げる経費として通常必要な額 |
| 一 その属する者の数が一である世帯(以下「単数世帯」という。)   | 七十五万円                            |
| 二 その属する者の数が二以上である世帯(以下「複数世帯」という。) | 百万円                              |

2 前項の規定にかかわらず、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十条第一項及び第五項並びに同法第六十一条第一項に規定する避難のための立退きの勧告若しくは指示(以下この項及び次項において「避難の指示等」という。)(が行われ、又は同法第六十三条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。))及び第二項に規定する警戒区域が設定された際に当該避難の指示等に係る地域又は警戒区域に居住していた者に係る令第二条第二号に掲げる世帯であつて、当該地域又は警戒区域に係る避難の指示等又は警戒区域の設定の期間が通算して三年を経過した日以後、同法第六十条第四項(同法第六十一条第三項において準用する場合を含む。)

む。)(の規定により避難の必要がなくなった旨の公示がなされた日又は警戒区域でなくなった日(第十条第二項において「避難指示等解除日又は警戒区域解除日」という。))から起算して二年を経過する日までの間に、当該避難の指示等又は警戒区域の設定の際居住していた市町村の区域において自立した生活を開始するもの(以下「長期避難解除世帯」という。))の世帯主に対する支援金に係る令第四条第一項第一号の内閣府令で定める額は、前項の表の上欄に掲げる世帯の区分に応じそれぞれ規定する額と次の各号に掲げる当該世帯の区分と同一の世帯の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額(令第三条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる経費として支出したものに限り。))との合計額とする。

- 一 単数世帯 五十二万五千円
- 二 複数世帯 七十万円

3 都道府県は、前項に規定する避難の指示等に係る地域又は警戒区域に居住していた者に係る令第二条第二号に掲げる世帯であつて、前項の期間内に、避難の指示等又は警戒区域の設定の際居住していた市町村の区域において自立した生活を開始することのできないやむを得ない事情があると認めるものについては、当該期間を延長することができる。

(令第四条第一項第二号から第四号までの内閣府令で定める額)

第八条 令第四条第一項第二号の内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- 一 単数世帯 三十七万五千円
- 二 複数世帯 五十万円

2 令第四条第一項第三号の内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 単数世帯 百五十万円（従前居住していた住宅が自己の所有に係るもの以外である世帯（次号において「住宅非所有世帯」という。）にあつては七十五万円）から令第四条第一項第二号に掲げる経費として支出した額（三十七万五千円を超えて支出したものにあつては三十七万五千円）を減じた額
- 二 複数世帯 二百万円（住宅非所有世帯にあつては百万円）

3 令第四条第一項第四号の内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- 一 単数世帯 七十五万円から令第四条第一項第二号に掲げる経費として支出した額（三十七万五千円を超えて支出したものにあつては三十七万五千円）を減じた額
- 二 複数世帯 百万円から令第四条第一項第二号に掲げる経費として支出した額（五十万円を超えて支出したものにあつては五十万円）を減じた額

（令第四条第一項第二号から第四号までの内閣府令で定める

ところにより算出した限度額）

第九条 令第四条第一項第二号の内閣府令で定めるところにより算出した限度額は、支出額から月額二万円を減じた額（当該額が五十万円を超えるものは五十万円）とする。

2 令第四条第一項第三号の内閣府令で定めるところにより算出した限度額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- 一 令第三条第一項第八号に掲げる経費 支出額に百分の七十を乗じた額（当該額が二百万円を超えるものは二百万円）
- 二 令第三条第一項第九号に掲げる経費のうち借入金その他の債務に係る利息に係るもの 利率から年一パーセントを控除した利率（当該利率が年二・五パーセントを超えるものは年二・五パーセント）により算出した額（当該算出額が二百万円を超えるものは二百万円）
- 三 令第三条第一項第九号に掲げる経費のうち債務保証料に係るもの又は同項第十一号に掲げる経費 二百万円

3 令第四条第一項第四号の内閣府令で定めるところにより算出した限度額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- 一 令第三条第二項第二号に掲げる経費 支出額に百分の七十を乗じた額（当該額が百万円を超えるものは百万円）
- 二 令第三条第二項第三号に掲げる経費のうち借入金その他の債務に係る利息に係るもの 利率から年一パーセントを控除した利率（当該利率が年二・五パーセントを超えるものは年二・五パーセント）により算出した額（当該算出額

が百万円を超えるものは百万円)

三 令第三条第二項第三号に掲げる経費のうち債務保証料に係るもの又は同項第五号に掲げる経費 百万円

4 前三項の規定にかかわらず、被災世帯が、令第一条各号に掲げる自然災害が発生した日(以下「災害発生日」という。)において居住していた都道府県の区域以外の都道府県の区域(災害発生日において居住していた市町村の区域に隣接する市町村の区域を除く。)において自立した生活を開始する場合には、令第四条第一項第二号から第四号までの内閣府令で定めるところにより算出した限度額は、第一項及び前二項各号に掲げる額に、それぞれ二分の一を乗じた額とする。  
(支援金の申請等)

第十条 支援金の支給は、災害発生日から起算して次に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間を経過する日までの間になされた被災世帯の世帯主の申請に基づき行うものとする。

一 令第三条第一項第一号から第六号までに掲げる経費 十月  
三月

二 令第三条第一項第七号若しくは第十号又は第二項第一号若しくは第四号に掲げる経費 二十五月

三 令第三条第一項第八号、第九号若しくは第十一号又は第二項第二号、第三号若しくは第五号に掲げる経費 三十七月

2 前項第一号の規定にかかわらず、令第三条第一項第一号から第六号までに掲げる経費のうち第七条第二項各号に掲げる

額に係るものに係る支援金の支給は、避難指示等解除日又は警戒区域解除日から起算して二十五月を経過する日までの間になされた長期避難解除世帯の世帯主の申請に基づき行うものとする。

3 都道府県(当該都道府県が法第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を法第六条第一項に規定する支援法人に委託した場合にあつては、当該支援法人)は、被災世帯の世帯主が申請することのできないやむを得ない事情があると認めるときは、第一項各号及び前項に掲げる期間を延長することができる。

(支援金の概算支給に関する読替え)  
第十一条 令第四条第三項又は第四項の規定による支援金の概算支給における第七条第二項又は第八条第二項若しくは第三項の規定の適用については、これらの規定中「支出した額」とあるのは「支出する見込額」と、「支出したものとあるのは「支出する見込みのもの」とする。  
(指定の申請)

第十二条 法第六条第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名  
二 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。  
ない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 役員の名、住所及び略歴を記載した書面

三 指定の申請に関する意思の決定を証する書面

四 法第七条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画書

五 法第七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面

(名称等の変更の届出)

第十三条 支援法人は、法第六条第四項の規定により届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 変更後の名称、住所又は事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(業務規程の変更の認可の申請)

第十四条 支援法人は、法第十一条第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(法第十一条第三項の内閣府令で定める事項)

第十五条 法第十一条第三項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第三条の規定により支援金を支給する都道府県に対し行う支援金の額に相当する額の交付に関する事項

二 法第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて行う支援金の支給に関する事務に関する事項

三 法第四条第二項の規定による支援金の支給に関する事務の市町村への委託に関する事項

四 運営委員会に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、支援業務の実施に關し必要な事項

(經理原則)

第十六条 支援法人は、その業務の財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動をその発生の実態に基づいて經理しなければならない。

(区分經理の方法)

第十七条 支援法人は、支援業務に係る經理について特別の勘定(次条、第二十二条第二項及び第二十三条第二項において「支援業務特別勘定」という。)を設け、支援業務以外の業務に係る經理と区別して整理しなければならない。

(資金の繰入れ及び融通)

第十八条 支援法人は、支援業務特別勘定から支援法人が設けるその他の勘定(以下本条において「その他の勘定」という。)へ、又はその他の勘定から支援業務特別勘定へ資金の繰入れをしてはならない。

2 その他の勘定から支援業務特別勘定への資金の融通は、融通する勘定から支援業務特別勘定への貸付けとして整理するものとする。

(事業計画書等の提出)

第十九条 法第十二条第一項前段の規定による事業計画書及び収支予算書の提出は、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- 一 前事業年度の予定貸借対照表
- 二 当該事業年度の予定貸借対照表
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該収支予算書の参考となる書類

2 前項の事業計画書には、支援業務に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。

3 第一項の収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

4 支援法人は、事業計画書又は収支予算書を変更しようとするときは、法第十二条第一項後段の規定により遅滞なく変更しようとする事項及びその理由を記載した書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が第一項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（予備費）

第二十条 支援法人は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2 支援法人は、支援業務特別勘定の予備費を使用したときは、速やかにその旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、使用の理由、金額及び積算の基

礎を明らかにした書類をもつてするものとする。

（予算の繰越し）

第二十一条 支援法人は、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらないものについて、予算の実施上必要があるときは、これを翌事業年度に繰り越して使用することができる。

2 支援法人は、支援業務特別勘定について前項の規定による繰越しをしたときは、当該事業年度終了後二月以内に、繰越計算書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前項の繰越計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、当該繰越計算書に繰越しに係る経費の予算現額並びに当該経費の予算現額のうち支出決定済額、翌事業年度への繰越額及び不用額を記載しなければならない。

（事業報告書等の提出）

第二十二条 法第十二条第二項の規定による事業報告書及び収支決算書の提出は、毎事業年度終了後三月以内に行わなければならない。

（収支決算書）

第二十三条 法第十二条第二項の収支決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、当該収支決算書に次に掲げる事項を示さなければならない。

一 収入

イ 収入予算額

ロ 収入決定済額

ハ 収入予算額と収入決定済額との差額

二 支出

イ 支出予算額

ロ 前事業年度からの繰越額

ハ 予備費の使用の金額及びその理由

ニ 支出予算の現額

ホ 支出決定済額

ヘ 翌事業年度への繰越額

ト 不用額

(会計規程)

第二十四条 支援法人は、その財務及び会計に関し、法及びこの府令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2 支援法人は、前項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく内閣総理大臣に提出しなければならない。

附 則

1 この府令は、公布の日から施行する。

2 この府令の公布の日から平成十一年三月三十一日までの間は、第五条第一号中「知的障害者更生相談所」とあるのは「精神薄弱者更生相談所」と、「知的障害者」とあるのは「精神薄弱者」と、別表の七の項の第一欄及び第三欄中「高等学校、中等教育学校」とあるのは「高等学校」と読み替えるものとする。

附 則 (平成十二年八月十四日総理府令第百三三号)

この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律

第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成十六年三月三十一日内閣府令第二十七号)

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月四日内閣府令第十五号)

この府令は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則 (平成十七年六月二十二日内閣府令第七十七号)

(施行期日)

1 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この府令による改正後の被災者生活再建支援法施行規則(以下「新規則」という。)は、平成十六年四月一日以後に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金について適用し、同日前に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成十六年四月一日前に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯のうち、同日前に災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示を受けた者であつて、同日以後に、当該指示に係る地域(同日以後に同条第四項の規定による避難の必要がなくなつた旨の公示があつた地域に限る。)において自立した生活を開始する者又は当該地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになつたことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する被

災者生活再建支援金については、新規則の規定を適用する。

附 則（平成十九年一月三十一日内閣府令第十五号）

この府令は、公布の日から施行する。